

序 議 次 第

日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木）

午前 9 時

場 所 別館 2 階 全員協議会室

1 議題

- （1）令和 8 年度（2026 年度）朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書（案）
- （2）令和 9 年度行政組織機構改革（案）
- （3）令和 8 年第 3 回朝霞市議会定例会提出議案

令和 8 年度（2026 年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要）

1 報告書の構成

- I 行政評価の概要
- II 行政評価結果
- III 行政評価結果の活用と制度の改善

2 令和 7 年度行政評価の結果

（1）行政評価の概要（P 5、P 27～28）

対 象：79 施策（第 5 次総合計画後期基本計画の中柱）

評価方法：施策の進捗度及び必要性の 2 項目について、4 段階で評価を実施。

（2）施策の分析（P 5～6）

① 施策の進捗度

- ・「3 おおむね順調」 が 76 施策
- ・「2 やや遅れている」が 3 施策

② 施策の必要性

- ・「4 社会的なニーズは増加傾向にある」 が 19 施策
- ・「3 社会的なニーズは現状と変わらない」が 60 施策

③ クロス分析

■必要性 ■進捗度	4 社会的な ニーズは増加 傾向にある	3 社会的な ニーズは現状 と変わらない	2 社会的な ニーズは減少 傾向にある	1 社会的な ニーズは大幅に 減少傾向にある	計
4 極めて順調	0	0	0	0	0
3 おおむね順調	19	57	0	0	76
2 やや遅れている	0	3※	0	0	3
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	19	60	0	0	79

※ 進捗度が2、必要性が3の施策（3施策）

総合計画 コード	施策名	所管課	評価の詳細
113	消防体制の充実	危機管理室	消防体制の充実のため、施設の維持管理を行っていることに加え、彩夏祭や出初め式等において団員募集を行った結果、一定数の入団はあるが、退団者も多く、成果指標である消防団定員に対する充足率については、進捗がやや遅れている。
121	防犯のまちづくりの推進	危機管理室	防犯のまちづくりを推進するため、防犯パトロールカーの定期的な運行や朝霞警察署と連携し、振り込め詐欺防止のための啓発物の街頭配布等を行った結果、犯罪認知件数は減少したが、目標件数には到達せず、進捗がやや遅れている。
223	幼児期等の教育・保育の充実	保育課	新たに小規模保育施設を増設し、また、放課後子ども教室の開始や民間放課後児童クラブの定員を増員したことにより保育園の待機児童数や放課後児童クラブの入所保留者数は減少傾向にあるが、進捗はやや遅れている。

④ 政策分野ごとのまとめ（P 7～24）

- ・総合計画の6つの政策分野について、大柱ごとに、令和7年度における取組の成果や課題などを記載。

令和8年度（2026年度）

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書

朝霞市

目 次

I	行政評価の概要	1
1	行政評価制度とは	1
(1)	行政評価の定義	1
(2)	行政評価の目的	1
2	行政評価制度の概要	2
(1)	行政評価制度の全体像	2
(2)	総合的なマネジメントシステムとしての活用	4
II	行政評価結果	5
1	施策評価結果の集計	5
(1)	評価の概要	5
(2)	施策の分析	5
2	行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～	7
(1)	第1章 災害対策・防犯・市民生活	8
(2)	第2章 健康・福祉	9
(3)	第3章 教育・文化	13
(4)	第4章 環境・コミュニティ	16
(5)	第5章 都市基盤・産業振興	18
(6)	第6章 基本構想を推進するために	22
III	行政評価結果の活用と制度の改善	25
1	行政評価結果の活用	25
2	行政評価制度の改善	25
3	行政評価シートの見直し	25
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱	26
2	施策一覧	27
3	施策評価シート	29

I 行政評価の概要

1 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政運営を図りつつ、行政サービスの質の向上と市民満足度の確保に取り組むことが求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り分けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価の目的」を次のとおりとし、平成19年度（2007年度）から導入を進め、平成23年度（2011年度）以降本格的に実施しています。

（1）行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

（2）行政評価の目的

① 成果を重視した政策主導型の行政運営の推進

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営を推進します。

② 質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すPDCAサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。



③ 行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、その成果や効果を示すために行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たすことで、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

2 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つの仕組みで構成します。

① 事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業について、所管課による評価（自己評価）を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

② 施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課（部長、主管課長等）により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③ 外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

【第5次総合計画の構成】

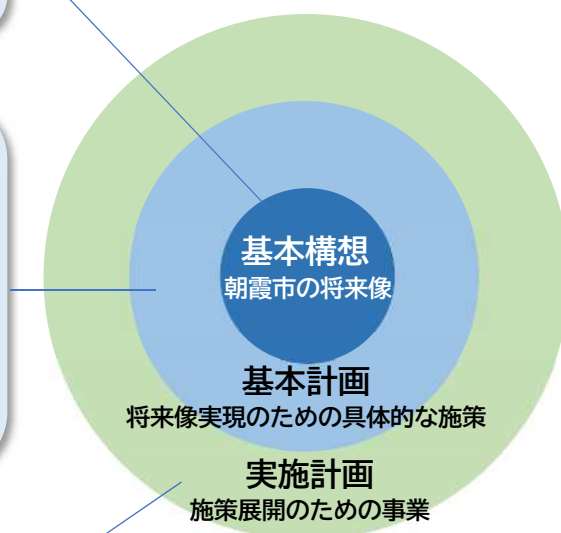
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

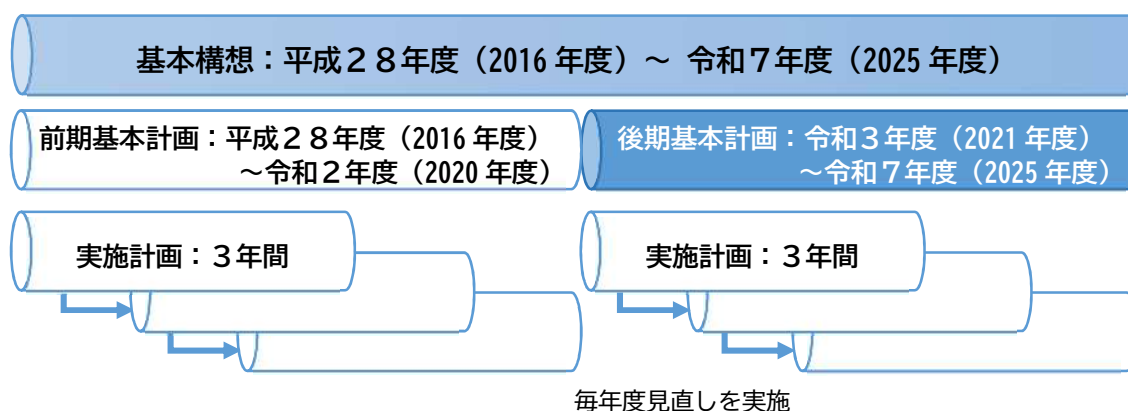
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

前期：平成28年度（2016年度）から
令和2年度（2020年度）まで
後期：令和3年度（2021年度）から
令和7年度（2025年度）まで

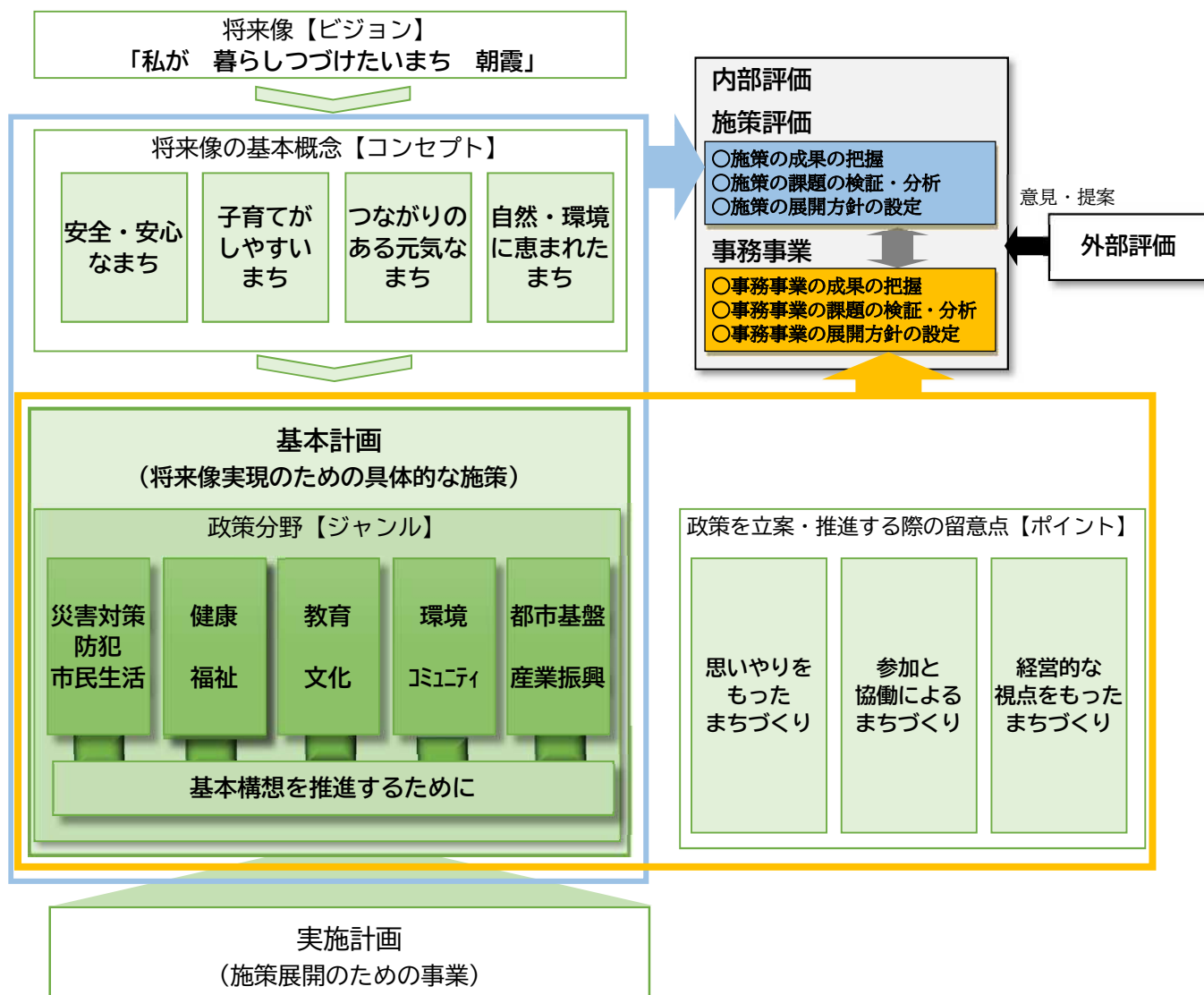
実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ、総合的なマネジメントシステムの役割を果たし、実効性を発揮するように運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

① 総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は、基本計画を基に、具体的な事業等の実施内容や進捗度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

② 予算編成への活用の検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに、予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和8年度（2026年度）の評価（対象：令和7年度（2025年度）実施施策）では、第5次総合計画の中柱の79施策を対象に評価を行いました。

なお、1つの施策が複数課にわたる場合には、担当課を設定し、担当課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

① 進捗度

76施策（96.2%）が「3 おおむね順調」の評価でした。その他、「2 やや遅れている」の評価が3施策（3.8%）となっており、「1 大幅に遅れている」及び「4 極めて順調」の評価はありませんでした。

■進捗度	施策数	割合
4 極めて順調	0	0%
3 おおむね順調	76	96.2%
2 やや遅れている	3	3.8%
1 大幅に遅れている	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

② 必要性

19施策（24.1%）が「4 社会的なニーズは増加傾向にある」の評価でした。60施策（75.9%）が「3 社会的なニーズは現状と変わらない」の評価となっており、「2 社会的なニーズは減少傾向にある」と「1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある」の評価はありませんでした。

■必要性	施策数	割合
4 社会的なニーズは増加傾向にある	19	24.1%
3 社会的なニーズは現状と変わらない	60	75.9%
2 社会的なニーズは減少傾向にある	0	0%
1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

③ 進捗度と必要性のクロス分析

進捗度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での進捗が遅れている施策が3つありました。

■必要性 ■進捗度	4 社会的な ニーズは増加 傾向にある	3 社会的な ニーズは現状 と変わらない	2 社会的な ニーズは減少 傾向にある	1 社会的な ニーズは大幅に 減少傾向にある	計
4 極めて順調	0	0	0	0	0
3 おおむね順調	19	57	0	0	76
2 やや遅れている	0	3 【※参考】	0	0	3
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	19	60	0	0	79

【参考】進捗度が2、必要性が3の施策

総合計画 コード	施策名	担当課名	評価の詳細
113	消防体制の充実	危機管理室	消防体制の充実のため、災害発生時に消防団が円滑に活動できるよう施設・設備の維持管理を行っているが、成果指標である消防団定員に対する充足率については、進捗がやや遅れている。
121	防犯のまちづくりの推進	危機管理室	防犯のまちづくりを推進するため、防犯パトロールカーの定期的な運行や朝霞警察署と連携した振り込め詐欺等被害の防止を図っているが、成果指標である刑法犯認知件数については、進捗がやや遅れている。
223	幼児期等の教育・保育の充実	保育課	新たに小規模保育施設を増設し、また、放課後子ども教室の開始や民間放課後児童クラブの定員を増員したことにより保育園の待機児童数や放課後児童クラブの入所保留者数は減少傾向にあるが、進捗はやや遅れている。

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて、概要を次ページ以降にまとめました。

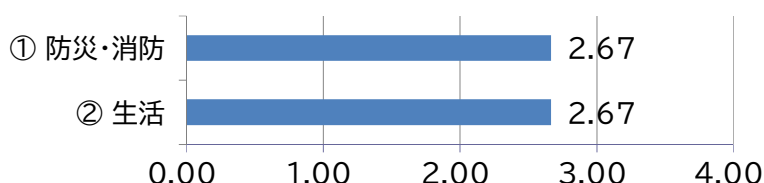
後期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（進捗度）について、

- 4 極めて順調 ： 4 点
- 3 おおむね順調 ： 3 点
- 2 やや遅れている ： 2 点
- 1 大幅に遅れている ： 1 点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：第1章 災害対策・防犯・市民生活「1 防災・消防」 ⇒ 2.67点
＝（「防災対策の推進：3点」＋「地域防災力の強化：3点」＋
「消防体制の充実：2点」）÷ 3

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活



① 防災・消防

東日本大震災、能登半島地震などによる被害や大規模地震である南海トラフ地震の発生への危惧、さらには集中豪雨の頻発等を受け、安全・安心な暮らしに対する市民の意識も高まっています。

これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、防災対策の推進では、備蓄食糧の購入や防災啓発冊子の更新を行ったほか、埼玉県が実施した衛星系防災行政無線の再整備や市内4か所に設置している雨量計の運用等、防災設備の適正な維持管理により、防災対策の充実を図りました。

地域防災力の強化では、防災展や防災フェア、各小学校で児童向けの防災教育、さらには、補助金の交付等による自主防災組織の活動等の支援を通じて、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。

また、消防体制の充実では、埼玉県南西部消防局及び消防団と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、技術向上に努めました。

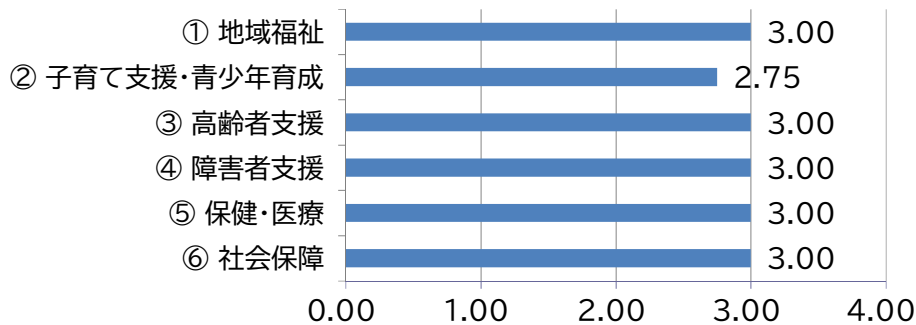
② 生活

防犯のまちづくりの推進では、現行計画の期間満了に伴い、新たに「第5次朝霞市防犯推進計画」を策定しました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。さらに、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を随時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図ることで、犯罪を起こさにくい安全で安心なまちづくりを推進しました。

消費生活相談では、住宅の修繕や不動産、通信販売に関するトラブルなど多くの相談が寄せられ、相談者に対して助言を行うとともに業者に対して直接働きかけを行いました。消費生活相談は、消費者の安全確保や消費者トラブルの救済等、極めて重要な役割を果たしています。年々複雑化・多様化するトラブルから消費者を守るため、引き続き、広報あさかや市ホームページ等で消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、幅広い世代に対して積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情報を発信していきます。

安心できる葬祭の場の提供では、家族葬や直葬などの小規模な葬儀が増加傾向にあるため、施設の貸出・運用方法等において、柔軟に対応できるよう指定管理者と調整しました。

(2) 第2章 健康・福祉



① 地域福祉

「第4期朝霞市地域福祉計画」等に基づき、各種施策を推進しました。

地域共生社会の構築では、民生委員・児童委員及び保護司の活動に対する支援のほか、地域保健福祉活動振興事業費補助金の交付などを通じて、健康や生きがいづくりの促進、ボランティア活動の活性化など、地域福祉の推進を図ることができました。また、市民コメントなどの意見を踏まえ、「第5期朝霞市地域福祉計画」を新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するかたちで策定したことで、地域共生社会の実現に向けた方向性を示すことができました。

生活困窮者等への支援では、生活困窮者自立支援法に基づく事業支援を継続的に実施し、経済的困窮や生活不安を抱える方々へ切れ目のない支援を行いました。また、成年後見相談事業の実施により、判断能力に不安を抱える方々への権利擁護の取組を強化することができました。さらに、7月からコミュニティーソーシャルワーカーを社会福祉協議会に新たに配置したことで、既存の公的制度では対応しきれない相談等に介入することができたことや、地域福祉活動団体等との連携により、顔の見える関係づくりを図ることができました。

福祉の重層的支援体制整備事業の取組を進めるとともに、関係部署や関係機関と連携しながら必要な支援につなげることができました。

② 子育て支援・青少年育成

「朝霞市こども計画」に基づき、各種施策を推進しました。

子どもたちが健やかに育つ環境整備では、児童虐待への体制強化を図るため、支援を要する家庭の早期発見と早期支援に努め、広報啓発等で児童虐待の発生予防を講じたほか、母子保健と児童福祉の切れ目のない支援を行うために、こども家庭センターを開設しました。

子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付やこども医療費の助成を行ったほか、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行うとともに、ひとり親家庭等相談事業を実施しました。

子どもの貧困対策は庁内連絡会議を開催したほか、子どもの居場所づくりについては、子育て支援団体・こども食堂等の団体に子どもの居場所づくり推進事業補助金を交付したほか、市内の子ども食堂や団体と連携し、フードドライブ活動などを行いました。

子育て家庭を支えるための環境整備では、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室や子育て支援センターなどでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図ったほか、児童館において乳幼児事業や市民団体との協働による子育て支援イベントなどを開催しました。

幼児期等の教育・保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園等に対する運営費の補助を行いました。

青少年の健全育成の充実では、地域や関係団体、学校と連携して、子どもたちの安全を守るための地域安全マップの作成や青少年健全育成の集い(作文発表会)の開催、標語作品の募集などを行いました。

③ 高齢者支援

健康で活躍できる地域社会の推進では、「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、各種施策を推進しました。

また、地域の介護予防活動の促進及び元気高齢者を増やすため、地域参加型介護予防講座を実施し、作業療法士等の専門職の講師が、市内団体のニーズや課題に応じた講座を活動場所まで出向いて実施したほか、フレイル予防教室等を開催し、介護予防の促進を図りました。

自立のためのサービスの確立では、保健・医療の専門職による短期間集中型で指導を行うサービス・活動Cの提供により高齢者の運動器機能や栄養改善などを図るとともに、ケアマネジャー等を対象にケアマネジメント研修会を実施し、介護サービス基盤の維持・確保に努めました。

安全・安心な生活ができる環境整備では、これまでの見守りサービスに加え「見守りライト」及び「訪問見守りサービス」を導入したことで、一人暮らし高齢者等とその親族が安心して生活を送ることができる環境を整えることができました。

小・中学校における認知症サポーター養成講座を実施したことで、認知症の正しい知識の普及や認知症の方やそのご家族を温かく見守る「応援者」を増やすことができました。併せて、各圏域の地域包括支援センターにて認知症サポーター養成講座を実施し、地域での見守りを促すことができました。

地域包括ケアシステムの推進では、各地域包括支援センターで総合相談支援等を行い、高齢者支援の充実を図ることができました。そのほか、在宅医療・介護連携事業では、座談会を新たに開催し、医療と介護における情報交換や課題の共有及び関係性を構築することができました。

今後は、地域共生社会の実現を視野に、地域包括ケアシステムの深化を目指し、地域のつながりを大切にしながら、地域共生社会を見据えた取組を推進していきます。

④ 障害者支援

「第6次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しました。

共に生きる社会の実現では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、障害者週間に市内障害福祉施設2施設の活動内容の展示を行うなどの啓発事業を実施しました。併せて、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めました。

また、東京2025デフリンピックの開催に当たり、市内在住の出場選手に奨励金を交付したほか、デフリンピック応援隊としてPRカーの訪問やグリーティングに参

加することで、機運の醸成を図り、共生社会の実現に向けた理解を促進することができました。

地域における自立生活支援では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費や特別障害者手当等の給付を行ったほか、福祉タクシー利用券の交付、交通系ＩＣカード・自動車燃料費の補助等を行い、障害のある人の自立と社会参加を図りました。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和７年（２０２５年）７月から障害者基幹相談支援センターを委託契約により開始し、相談支援体制の充実を図ることができました。このほか、朝霞市日本手話言語条例に係る職員研修や講演会を実施し、手話の普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実を図りました。

自立に向けた就労支援では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めました。

また、指定管理者制度により障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人の日中活動等の場の確保に努めました。

今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人となない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

⑤ 保健・医療

健康長寿の市民が増えるよう、「あさか健康プラン２１（第３次）」に基づき、健康づくりの支援として様々な事業に取り組みました。その中で、健康への意識向上に取り組む市民の輪が広がることを期待して、「健康あさか普及員」と協働して事業を推進しました。普及員の登録者数は令和７年度（２０２５年度）末で４３５人となり、健康づくりを行う市民が今後も増えるよう取り組んでいます。また、コバトンＡＬＫＯマイレージは登録者数が１，１７８人となり、どの年代の方でも取り組むことができる健康づくりの施策を展開しました。

次に、保健サービスの充実では、各種健診、予防接種等を進めました。母子保健分野では、妊娠届出時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導のほか、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる一貫した切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には早期に介入するなど、関係機関で対応しました。また、妊婦のための支援給付金や多子世帯応援給付金を支給し、相談支援と経済的支援を一体的に実施することができました。

予防接種については、令和７年度（２０２５年度）から高齢者を対象とした带状疱疹ワクチンの定期予防接種が始まりました。

医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくとともに、医療体制の充実を図りました。今後においても、適切な医療を受けられるよう、現在の医療体制を維持するとともに、救急医療体制について、更なる充実を目指していきます。

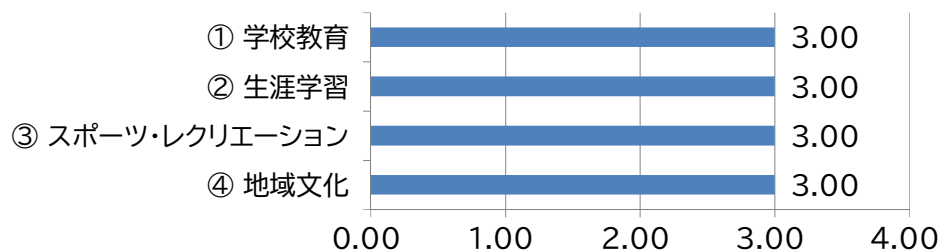
⑥ 社会保障

社会保障制度の適正な運営では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営や特定健康診査及び人間ドック検診の受診者に対する受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。国民年金事業では、年金に関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度への理解の促進に努めました。

指標である特定健康診査受診率については、令和6年度（2024年度）47.0%（法定報告値）、令和7年度（2025年度）47.1%（速報値・令和8年（2026年）5月27日現在）となっています。引き続き、受診率向上のための取組を進めていきます。

生活保護制度では、受給者からの多様な相談に対し、適切な支援及び助言を行うとともに、保護を要する方には適宜、必要な援護を行い、生活の安定化及び自立への一助となるための取組に努めました。

(3) 第3章 教育・文化



① 学校教育

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興施策に関する基本的な計画として、国の教育振興計画、埼玉県教育振興計画、市の総合計画を参酌した、令和8年度(2026年度)から5年間を計画期間とする「第3期朝霞市教育振興基本計画」を策定しました。

朝霞の次代を担う人材の育成に当たっては、一人一人の児童生徒へきめ細やかな支援を行うため、教育相談体制をより一層充実させました。小学校においては、校内教育支援センター(いわゆるスペシャルサポートルーム)を設置し、朝霞第六小学校に専任の職員を2名配置するとともに、他の小学校においても、各校独自のサポートルーム等を設置し、別室登校を希望する児童への支援を行いました。中学校では、さわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員を配置し、児童生徒、保護者との相談等にあたりました。また、相談室の利用が難しい児童生徒や社会福祉・医療機関等との連携が必要とされるケースが増えているため、子ども相談室に配置した3名のスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、支援の充実を図ることができました。

さらに、確かな学力と自立する力の育成に向け、あさかスクールサポーター等を適切に配置し、効果的に活用してきました。全国及び県学力・学習状況調査における朝霞市の平均正答率は、小・中学校ともすべての学年と教科で全国・県を上回っており、概ね良好と捉えています。今後もA I搭載型オンラインドリルを活用し、個別最適な学びを充実させ、学力向上に向けた取組を推進していきます。

質の高い教育を支える教育環境の整備の充実では、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境の整備を計画的に行うため、学校施設の老朽化等の状況を踏まえた具体的な実施方針、改築・改修計画として「朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)」を策定しました。

また、「学校施設長寿命化計画」に基づき、朝霞第十小学校の大規模改修工事を引き続き実施するとともに、朝霞第六小学校、朝霞第九小学校、朝霞第二中学校において防犯カメラ改修工事を実施しました。

このほか、市内小・中学校全校に設置している学校運営協議会を中心に、学校応援団やふれあい推進事業の更なる活性化について、学校・家庭・地域が連携・協働して推進しました。

② 生涯学習

生涯学習施策を総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しました。令和7年度（2025年度）は、文化祭や市民芸能まつり、講座等を開催し、市民や学習団体の主体的な学習活動を支援することができました。今後とも市民の学習活動を支援し、学習の中心となる人材の育成を行っていきます。また、子どもたちの居場所づくりのため、朝霞第六小学校と朝霞第八小学校で居場所提供型の放課後子ども教室を4月から開始しました。

公民館では、中央公民館サマーフェスティバル、地区公民館まつりをはじめ各種事業を計画どおり実施することができ、市民の学びへの意欲に応えることができました。また、中央公民館長寿命化改修工事（令和7年度～8年度継続事業）や南朝霞公民館空気調和設備改修工事などを実施し、利用者が快適に利用できる環境の整備を進めました。今後も、利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びへの対応や安心して利用できる施設の整備に努めていきます。

図書館では、誰でも気軽に利用できる図書館を目指し、資料の充実を図り、資料や情報の提供、レファレンス、電子図書館サービスを始め、各種イベントや事業等を実施し、図書館サービス業務の充実に努め、教育と文化の発展に寄与することができました。

図書館利用者のアンケート調査では、満足度88.1%と引き続き高い評価を得ることができたことから、今後も利用状況やニーズの把握に努め、「第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画」に基づき、適切なサービス提供に取り組めます。

博物館では、資料調査に基づいた展示事業、教育普及事業や講座などの各種事業を展開し、市民の学びの意欲に応えることができました。また、新発見の地域資料を活用した企画展示を実施し、郷土に密着した展示ということに対して好評をいただきました。一方で、開館から20年以上経過する中で、建物とともに、施設の維持管理や展示事業に必須となる設備・機材の老朽化への対応が課題となっています。こういった施設の維持管理と、展示に向けた調査・研究活動との間の調整をとりながら、今後も地域の歴史や資料に関する調査・研究を進めることで、朝霞の特色を明らかにし、学習機会の提供に努めていきます。

③ スポーツ・レクリエーション

「第2期朝霞市スポーツ推進計画」に基づき、誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、市民スポーツ大会やロードレース大会、ウォークラリー大会のほか、各種事業を実施しました。今後とも「20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ実施率60%」という目標の達成に向けて、スポーツ協会を始めとする関係団体やスポーツ推進委員等との連携を図りながら各種事業を展開し、多くの方がスポーツに親しむための環境づくりを進めていきます。併せて、スポーツに関する情報等を広報やホームページ、公式SNSなどを活用して市民の皆さんに提供するなど、より多くの方にスポーツやレクリエーションに対する関心を持ってもらえるような広報活動を展開していきます。

スポーツ施設はスポーツ・レクリエーション活動の基盤であることから、誰もが安心して活動ができるよう、「朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）」に沿って、老朽化への対応やバリアフリー化などを推進していきます。

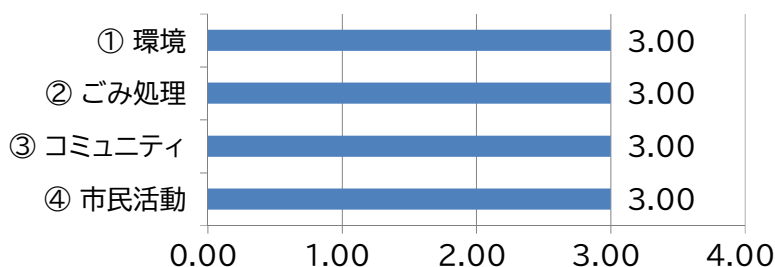
④ 地域文化

歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅においてじゃがいも掘りなどの農業体験や昆虫採集・観察などの体験学習、年中行事展示などの各種活用事業を実施することで、文化財に身近に触れる機会を提供することができました。市指定無形文化財では、溝沼獅子舞の春・秋の奉納舞、根岸野謡は市民芸能まつり・旧高橋家住宅活用事業での公演などにより、郷土芸能の普及啓発を図ることができました。各保存団体とも後継者養成が大きな課題であり、今後も継続的な支援に努めていきます。その他、指定文化財を始めとした文化財について、必要に応じた措置をとり維持管理に努めることで、文化財保護を図りました。博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開に努めました。

芸術文化の振興では、朝霞市文化協会との協働により、芸術文化展や市民芸能まつり、文化祭等を開催しました。各芸術文化団体等の活動の成果を発表する場を設けることにより、市民が気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供できました。今後も、子どもやお年寄り、また、障害のある方などが、気軽に芸術・文化に親しみ、触れ合う機会となるよう、事業の充実に努めていきます。

地域文化によるまちづくりでは、人口の流入が多い都心近郊の住宅都市である本市では、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ、独自の文化が育ちにくい状況にあります。今後においては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化を醸成するイベントを継続して開催していく必要があります。また、小中学生の頃からふるさと意識を育み、文化を継承していくために、彩夏祭のよさこい鳴子踊りに市内の小中学校の参加を促し、地元への愛着や帰属意識が芽生えるよう、補助金交付などの支援を継続します。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



① 環境

住みよい環境づくりの推進では、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施しました。また、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施したほか、人と動物との共生社会を推進するため浜崎ドッグランの管理運営を行いました。

低炭素・循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の交付を実施したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要な家具を収集販売することで、資源の有効活用や廃棄物の減量、再資源化など、市民が循環型社会について身近に考えることができるよう、啓発を行いました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページで公表したほか、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。今後は、令和8年(2026年)2月に作成した39(サンキュー)アクションの冊子を利用しながら啓発を行っていきます。

環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、春と秋の年2回きれいなまちづくり運動を実施したほか、小学生を対象とした環境美化のポスター募集を実施し、入選作品を市役所市民ホールや産業文化センターに展示するとともにポスター化して市内に掲示するなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

② ごみ処理

ごみの減量・リサイクルの推進では、本市の一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向性を示すものとして策定した「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ分別キャンペーンの実施や環境月間、3R推進月間、街頭啓発活動などを通じて市民、事業者に対して、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する意識啓発を推進しました。また、地域リサイクル活動推進団体に対し補助金を交付することにより、リサイクルを推進しました。令和7年度(2025年度)のごみ総排出量は、啓発活動の効果により、家庭ごみ、事業ごみともに減少しました。

ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬、ごみ処理施設の適切な維持管理・運

転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、分別方法が五十音順に検索できる「分別辞典」のQRコードを掲載した「資源とゴミの分け方・出し方」を改訂し配布したほか、外国出身の方でもゴミの出し方や分け方が分かる、やさしい日本語版の分別チラシを配布しました。さらに、近年火災事故の原因となっている充電式電池などの有害ゴミの適正排出や、市民活動団体と協働で制作した「ゴミ分別アプリ」についての情報発信を行い、ゴミの分別排出の啓発に努めました。

和光市とのごみ処理広域化については、令和2年（2020年）10月1日に「朝霞和光資源循環組合」を設立し、ごみ広域処理施設の建設に向け準備を進めています。令和7年（2025年）1月31日に入札落札者と事業契約を締結し、令和7年（2025年）7月より建設工事に着手しました。また、現施設は、定期的な整備等を実施することにより、安定的に稼働させることができました。

今後も、ゴミの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

③ コミュニティ

地域コミュニティの希薄化や市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題など、様々な要因により自治会加入率の低下が進んでいます。防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するためには、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要となるため、地域活動が適切に継続されるよう市として取り組む必要があります。

今後も自治会連合会と連携し、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていくとともに、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を継続し、自治会・町内会の自主性を尊重しながら活動を支援していきます。

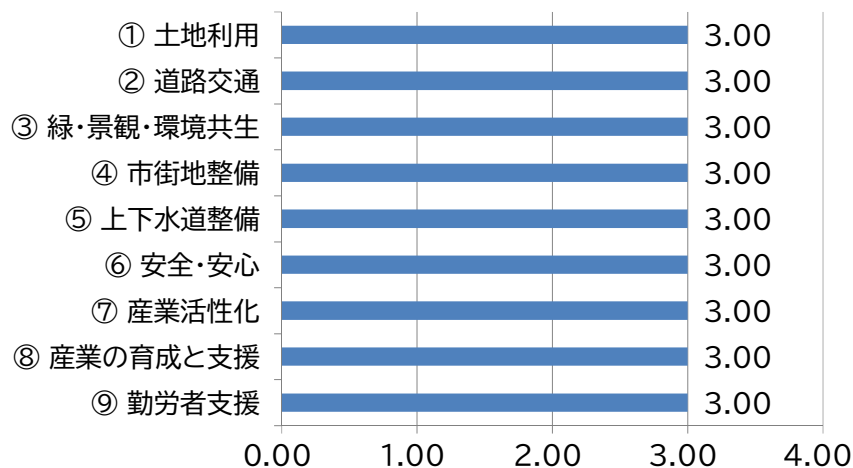
また、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、経年劣化が進んでいるため、計画的な修繕を実施します。

④ 市民活動

地域の課題解決に取り組む市民活動団体の役割は幅広く、地域や日頃の生活の場で発見された課題や、市民の多様なニーズに対応する市民活動団体は、豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たしており、今後も、多様な主体が参加する動きが広がっていくものと考えます。

市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、様々な市民活動団体等との協働事業を実施したほか、市民活動団体支援補助金交付事業の活動発表として、団体と協働してパネル展形式での事業報告会を行いました。また、地域や分野の垣根を越えて、市民活動を行う団体同士の連携を図ることを目的に、朝霞市、志木市、和光市、新座市との団体交流会を開催しました。併せて埼玉県と連携し、彩の国市民活動サポートセンター（たまサポ）との共催で「地域デビュー支援セミナー」を開催し、活動の一步を踏み出すきっかけづくり、活動の担い手づくりの一助とすることができました。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



① 土地利用

「朝霞市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。また、従来の土地利用計画等に加え、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりも推進しました。引き続き、これらの制度を適切に運用するとともに、土地利用計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。旧暫定逆線引き地区については、地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。

官民連携によるまちづくりについては、朝霞駅周辺地区及び北朝霞・朝霞台駅周辺地区における賑わいの創出や公共空間の利活用に向けてイベント等を実施しました。ウォークブルの推進については、アサカストリートテラスなどの官民連携によるイベントを実施しました。

② 道路交通

自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めたことで、歩道設置や道路拡幅の整備を進めることができました。都市計画道路については、駅東通線及び岡通線の根岸台6丁目地内において、早期の道路整備着手に向けて用地取得を進めました。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路拡幅や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。

公共交通については、公共交通の不便な地域の解消などを目的に市内循環バスを運行するほか、「地域公共交通計画」に基づき、公共交通空白地区の改善に向け、先行検討地区と協働して実証運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等に寄与するシェアサイクルについて、民間事業者と共同して事業を推進しました。

さらに、東武東上線、JR武蔵野線県内沿線市町で構成する協議会を通じ、ホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行いました。

交通安全対策については、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、「長寿命化計画」に基づき歩道橋1橋の改修工事に向けた設計を実施しました。また、歩行者及び自転車の交通環境の整備のため、市道2号線の一部区間に自転車の通行領域を示す矢羽根型表示を設置しました。加えて、放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、小学校1年生及び4年生、園児を対象に交通安全教育を実施し、交通ルールの指導を行いました。また、市内各地で道路反射鏡や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③ 緑・景観・環境共生

まちの骨格となる緑づくりでは、「朝霞市みどりの基本計画」の改定作業において、市内における緑の保全及び質の向上に向けた専門家や市民への意見聴取を行ったほか、保護地区及び保護樹木についての奨励金交付や生産緑地の指定により、本市に残る貴重な緑の保全及び緑化の推進を図りました。

また、公園の整備内容やルール作りを市民との協働で進めていたまぼりひがし公園及びみやど公園については、供用開始することができました。

うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の清掃、花苗植え、花壇管理をボランティア団体の活動を通じて実施するなど、緑を守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって施策を推進する取組を行ったほか、シンボルロードのイルミネーション「あさか冬のあかりテラス」や市内公園における移動式プレーパークなどを継続して実施し、公園や道路など公共空間の利活用の多様化や、人々が集い憩える場や多様な活動の場を創出することができました。

まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び景観形成補助金の交付を行いました。

循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくりでは、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の交付を実施しました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページで公表したほか、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置、エコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

④ 市街地整備

土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等を活用したことで、総合的なまちづくりを進めることができました。

あずま南地区土地区画整理事業については、令和7年度（2025年度）も適切に補助事業が執行されたことから、事業の施行者である組合に対して補助金を交付しました。これにより、本事業に対する市補助金の支出は完了となりました。

⑤ 上下水道整備

上水道では、「水道事業基本計画」及び「朝霞市水道事業耐震化計画」に基づき、基幹管路の耐震化や老朽管の更新工事を進めるとともに、泉水・岡浄水場次亜塩素酸

等更新工事を実施しました。また、例年どおり市内全域の漏水調査を実施し、令和7年度（2025年度）は152箇所の漏水を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。

下水道では、「朝霞市雨水管理総合計画」に基づき実施している溝沼地区の調整池築造工事が令和6年度（2024年度）、ポンプ場建設工事が令和7年度（2025年度）に完成しました。また、関連工事である雨水幹線布設替工事を令和6年度（2024年度）から進めています。

浸水被害軽減策として、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者と協力をお願いするとともに、旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を進めました。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続できるよう取り組んでいきます。

⑥ 安全・安心

災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金や止水板設置費補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事及び危険なブロック塀等の撤去に対する補助制度の周知を行うとともに、補助金を交付しました。

全ての人にやさしいまちづくりについて、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対してホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行いました。そのほか、「地域公共交通計画」に基づき、先行検討地区と協働して実証運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助を内容とする住宅支援事業を実施しました。加えて、認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を実施し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又はタクシー利用券を交付しました。

⑦ 産業活性化

産業活性化については、「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、商業の中心である商店街の賑わいの創出、活性化を支援するために、市内各商店会に対する商店街活性化推進事業補助金等を交付したほか、中小小売商業高度化事業構想推進事業費補助金として、TMO認定事業者（朝霞市商工会）に対する助成を行い、中心市街地の活性化と消費喚起を図ることができました。

令和7年度（2025年度）は、物価高騰対策として、対象店舗でPayPayによるキャッシュレス決済を行った消費者に対し、ポイント還元を実施することで、地域経済の活性化や消費喚起を図りました。また、市内事業者を利用して住宅リフォーム工事をを行う市民に対し、個人住宅リフォーム資金補助金を交付することで、市内事業者の支

援を図り、産業の活性化につなげることができました。

農業については、農業経営の安定化のために、農業を支える担い手の支援や農業者・農業団体の活動を支援したほか、地産地消の推進のために、農業に親しむ取組の支援として、市民農園の設置・管理や農業体験など各種施策を実施したことで、都市農業の振興を図ることができました。また、市内ホームセンターとの連携による朝霞の野菜を使ったクッキングライブを引き続き実施したことで、あさか野菜の魅力を伝えることができました。

農地パトロール等を行い、早期に遊休農地を発見したことで、農地の保全を図ることができました。

⑧ 産業の育成と支援

産業の育成と支援については、起業家育成支援相談、起業支援セミナーの開催、起業家に向けた融資制度を実施したほか、店舗等リフォーム資金補助金の交付を行い、店舗の魅力向上を図るとともに、市内での起業を促進したことで、市内産業の育成を図ることができました。

令和7年度（2025年度）は、朝霞市商工会及び埼玉県信用保証協会と「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」による連絡会議を定期的に実施し、市内の中小企業者の持続的成長支援や起業家育成支援のための連携基盤を構築し、情報収集を行うことができました。

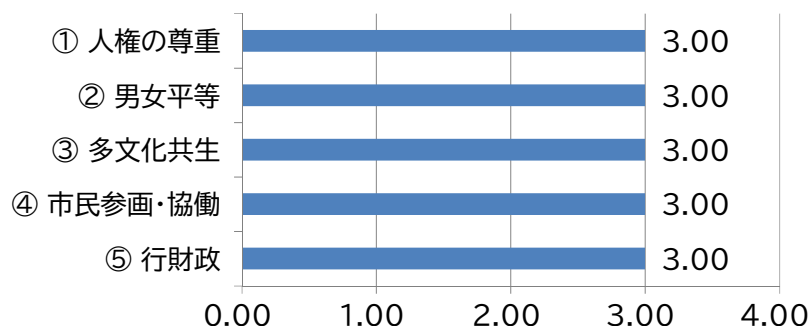
また、埼玉県さいたま農林振興センターやあさか野農業協同組合、市内の事業者などの関係機関と連携し、地場野菜の振興などに取り組んだことにより、農業の担い手の育成や生産者の農業経営基盤の強化を図ることができました。

⑨ 勤労者支援

勤労者支援については、働きやすい職場づくりを実践する市内事業者を増やす取組として、市内3事業者をワーク・ライフ・グッドバランス企業に認定しました。また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するために、労働・社会保険相談事業を実施しました。

雇用の促進については、就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談を実施したほか、埼玉県やハローワーク朝霞、近隣3市と連携し、就職支援セミナーや合同企業面接会を開催することで、市内就労や地域企業の人材確保につながる支援を実施することができました。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



① 人権の尊重

市民一人一人の人権意識や人権感覚を高め、差別のない社会の実現を目指すために、啓発事業や相談事業を実施しました。

啓発事業については、彩夏祭における啓発活動を始め、市内小学校での人権の花運動や市内公設保育園、市内公設放課後児童クラブ及び市内中学校の特別支援学級での人権教室の実施など、人権擁護委員とともに各種啓発活動を実施したほか、人権問題講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行うことで、市民への周知・啓発の取組を進めることができました。

また、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展やなつやすみ親子ピースチャレンジを実施するなど平和事業に取り組みました。

さらに令和7年(2025年)は戦後80年の節目であったことから、先の大戦により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、戦争の記憶を風化させることなく、また、平和について考え、平和を祈念する機会とするため、朝霞市戦没者追悼式を実施しました。

相談事業では、人権擁護委員による人権相談を実施したほか、子どもをめぐる様々な人権問題の早期解決に向けた支援を行うため、原則18歳未満の子どもとその保護者を対象としたこども人権相談事業(こども・ほっとそうだん)を実施しました。

今後も市民への人権に対する正しい理解の周知や人権問題の解決に向けた相談体制の充実、国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

② 男女平等

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」の計画期間が満了することに伴い、令和8年度(2026年度)から10年間を計画期間とする「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、今後の男女平等に関わる施策の方向性を明確にしました。

相談事業では、専門相談員によるDV相談や女性総合相談などの相談窓口を広く周知し、様々な相談への対応・支援をしたほか、令和6年(2024年)4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を受け、更なる相談体制の充実を図るため、女性総合相談の相談時間拡大や支援調整会議の設置などに取り組んでいます。

啓発事業では、市民との協働による男女平等推進情報「そよかぜ」の作成やセミナーの開催、民間事業者と連携したパネル展の開催などに取り組み、広報啓発事業として、女性センター登録団体と協力した事業を実施するなど、男女平等についての周知啓発を行い、男女平等意識の浸透を図りました。また、新たな試みとして、オレンジ

リボンキャンペーンとコラボしたセミナーやライトアップイベント等を開催し、幅広い層への周知・啓発を図りました。

今後も、あらゆる分野において、性別にかかわらずお互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう努めていきます。

③ 多文化共生

文化・慣習が異なる外国人市民が日常生活で不便なく暮らすために、行政からの情報提供はもとより、きめ細かな対応ができるよう、地域で活動する国際交流団体と連携を密にしていく必要があります。本市においては、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化を進めることにより、少しずつ外国人市民が暮らしやすい環境を整えています。

引き続き、市内の多文化共生に取り組む団体と連携を深め、外国人市民が生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター等を活用し、多文化共生意識の啓発を図ります。

④ 市民参画・協働

市民参画と協働の推進では、協働事業数が前年度と比較して、ほぼ横ばいとなりました。

市民活動支援ステーションにおいては、彩の国市民活動サポートセンター（通称たまサポ）との共催で実施している「地域デビュー支援セミナー」を令和8年（2026年）3月15日（日）に開催しました。「あなたの好きをまちづくりに！一歩を踏み出す日」をテーマとして開催し、多くの方に参加をいただきました。

また、無作為抽出した2,000人の市民に公募委員候補者名簿及び市政モニターの登録を依頼し、計画策定や市政モニターアンケートを通して、多くの市民が参画できる機会の充実につなげることができました。

情報提供の充実と市民ニーズの把握では、朝霞市公式LINEの改修を行い、リッチメニューの拡充やチャットボット機能等を導入して利便性を向上させることで、情報発信効果を高めました。

⑤ 行財政

総合計画の推進では、総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、市職員による内部評価及び外部評価委員会による客観的な検証を行うことで、行政活動の成果を検証しました。

「第6次総合計画」の策定では、前年度までの検討結果を基に作成した素案について、市民コメントや市民意見交換会を実施し、頂いた意見を踏まえて計画を策定しました。

また、令和8年度（2026年度）の実施計画の策定に当たっては、「第6次総合計画」の内容を基に、外部評価の結果を踏まえて検討を行いました。

4市共用火葬場設置検討では、令和6年度（2024年度）に策定した基本構想を基に、基本計画の策定に着手し、令和8年度（2026年度）の取りまとめを目途に検討を進めました。

公平・適正な負担による財政基盤の強化では、税の賦課徴収に関して、適正な賦課を行ったほか、広報やホームページ等を活用して納付方法等のPRを行うとともに、口座振替を勧奨しました。また、主に現年分の徴収対策として納税コールセンターを活用し、未納者に対して早期納付の呼びかけを行いました。

財政運営については、中期的な財政収支の見通しを立てることにより、持続可能な行財政運営を行うため、「中期財政計画」を策定しました。また、財政調整基金の運用利息の積立や、決算における剰余金の1/2を下らない金額の積立を行い、財政調整基金の必要額を確保するとともに、国・県等の補助金の動向把握に努め、十分な活用を図ることができました。

公共施設の効果的・効率的な管理運営では、「公共施設等マネジメント実施計画（第1期）」を基に、対象施設の改修工事を進めたほか、「建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）」の策定に取り組みました。また、電気料金等が高騰していることなどを踏まえ、市庁舎では、空調設備の設定温度等を適宜見直し、電気料金の削減に努めたほか、武道館や仲町市民センターの改修工事において照明器具をLED化したことで、省エネ効果の向上に努めました。

適正かつ効率的な行政事務の遂行では、「行政情報デジタル化推進方針」に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等を計画的に進めました。また、電子決裁・文書管理システムの運用を開始するとともに、令和8年（2026年）4月の導入に向けて生成AIの試行を開始しました。

機能的な組織づくりと人材育成では、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや市民の健康推進体制の充実、更なることも施策などへ対応するため、組織機構の見直しを行いました。また、令和11年（2029年）4月1日までの4年間を方針期間とする、新たな「職員定員管理方針」を策定しました。

人材育成については、階層別研修や専門研修を実施するとともに、新任考課者研修を実施することにより、人事考課制度を適切に実施することができました。

シティ・プロモーションの展開では、令和4年（2022年）に策定した「朝霞市シティ・プロモーション方針」に基づき、より効果的なプロモーション手法を検討しながら、市内外に向けて朝霞の魅力や情報を発信しました。

市民の有志からなる「朝霞市民プロモーションミーティング」では、市民目線で朝霞ならではの魅力をメンバー自らのSNSで発信するとともに、そうした声や写真をまとめた冊子「わたしのあさか時間」を発行しました。冊子の作成や配布にはメンバーも積極的に携わり、市民の市への愛着醸成に寄与することができました。

さらには、シティ・セールス朝霞ブランドを各種メディア等で積極的にPRしたほか、朝霞市キャラクター「ぽぼたん」が市内外のイベントに出演するなどして認知度向上を図りました。

このほか、市の取組や市内の様々な場面を切り取ることで、インスタグラムでの発信を前年度比約5倍に強化するなど、あらゆる機会を捉えて、朝霞の魅力を届けることができました。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度（2007年度）に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度（2011年度）から全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。分かりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

3 行政評価シートの見直し

行政評価制度の改善に関する取組として、令和3年度（2021年度）に事務事業評価シート、施策評価シートの様式を抜本的に見直しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標を、関連する施策評価シートに掲載し、総合計画と併せて、施策の効果検証を一体的に行えるようにしました。
- ・次年度の改善に生かすという観点から掲載項目を見直しました。
- ・後期基本計画から、SDGsの視点を踏まえた施策を推進することとしたことから、施策評価シートに、関連するSDGsのアイコンを記載しました。
- ・施策の評価について、「達成度」及び「必要性」の5段階評価から、「進捗度」及び「必要性」の4段階評価に変更することで、施策の状況を把握しやすくしました。
- ・市民の目線で分かりやすくなることを意識して、様式全体を見直しました。

参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

（評価の対象）

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

（評価の方法）

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

（結果の公表）

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

（結果の活用）

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

（庶務）

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	111	防災対策の推進	3	3
		112	地域防災力の強化	3	3
		113	消防体制の充実	2	3
	2 生活	121	防犯のまちづくりの推進	2	3
		122	消費者の自立支援の充実	3	4
		123	安心できる葬祭の場の提供	3	3
第2章 健康・福祉	1 地域福祉	211	地域共生社会の構築	3	4
		212	生活困窮者等への支援	3	4
	2 子育て支援・ 青少年育成	221	子どもたちが健やかに育つ環境整備	3	4
		222	子育て家庭を支えるための環境整備	3	3
		223	幼児期等の教育・保育の充実	2	3
		224	青少年の健全育成の充実	3	3
	3 高齢者支援	231	健康で活躍できる地域社会の推進	3	4
		232	自立のためのサービスの確立	3	4
		233	安全・安心な生活ができる環境整備	3	4
		234	地域包括ケアシステムの推進	3	4
	4 障害者支援	241	共に生きる社会の実現	3	3
		242	地域における自立生活支援	3	3
		243	自立に向けた就労の支援	3	3
	5 保健・医療	251	健康づくりの支援	3	3
		252	保健サービスの充実	3	3
		253	地域医療体制の充実	3	3
	6 社会保障	261	社会保障制度の適正な運営	3	3
第3章 教育・文化	1 学校教育	311	朝霞の次代を担う人材の育成	3	4
		312	確かな学力と自立する力の育成	3	3
		313	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	3	4
		314	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	3	3
	2 生涯学習	321	生涯学習活動の推進	3	4
		322	学びを支える環境の充実	3	3
	3 スポーツ・ レクリエーション	331	スポーツ・レクリエーション活動の推進	3	3
		332	利用しやすい施設の提供	3	3
	4 地域文化	341	歴史や伝統の保護・活用	3	3
		342	芸術文化の振興	3	3
		343	地域文化によるまちづくり	3	3
第4章 環境・コミュニティ	1 環境	411	住みよい環境づくりの推進	3	3
		412	低炭素・循環型社会の推進	3	4
		413	環境教育・環境学習の推進	3	3
	2 ごみ処理	421	ごみの減量・リサイクルの推進	3	3
		422	ごみ処理体制の充実	3	3
	3 コミュニティ	431	コミュニティ活動の推進	3	3
		432	活動施設の充実	3	3
	4 市民活動	441	市民活動への支援	3	3
		442	市民活動環境の充実	3	3

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	511	市街地の適正な利用	3	3
		512	市街地周辺の適正な利用	3	3
	2 道路交通	521	やさしさに配慮した道づくり	3	3
		522	まちの骨格となる道路づくり	3	3
		523	良好な交通環境づくり	3	3
	3 緑・景観・環境共生	531	まちの骨格となる緑づくり	3	4
		532	うるおいのある生活環境づくり	3	4
		533	まちの魅力を生み出す景観づくり	3	3
		534	循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	3	3
	4 市街地整備	541	特性に応じた市街地づくり	3	3
	5 上下水道整備	551	上水道の整備・充実	3	3
		552	公共下水道の整備	3	3
	6 安全・安心	561	災害や犯罪に強いまちづくり	3	3
		562	全ての人にやさしいまちづくり	3	3
	7 産業活性化	571	魅力ある商業機能の形成	3	3
		572	中小企業の経営基盤の強化	3	3
		573	企業誘致の推進	3	3
		574	都市農業の振興	3	3
	8 産業の育成と支援	581	産業育成のための連携強化	3	3
		582	起業・創業の支援	3	3
	9 勤労者支援	591	勤労者支援の充実	3	3
		592	雇用の促進	3	3
第6章 基本構想を推進するために	1 人権の尊重	611	人権教育・啓発活動	3	4
		612	問題解決に向けた支援体制の充実	3	4
	2 男女平等	621	男女平等の意識づくり	3	4
		622	男女平等が実感できる生活の実現	3	4
	3 多文化共生	631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	3	3
		632	多文化共生への理解の推進	3	3
	4 市民参画・協働	641	市民参画と協働の推進	3	3
		642	情報提供の充実と市民ニーズの把握	3	3
	5 行財政	651	総合計画の推進	3	3
		652	公平・適正な負担による財政基盤の強化	3	3
		653	公共施設の効果的・効率的な管理運営	3	4
		654	適正かつ効率的な行政事務の遂行	3	3
		655	機能的な組織づくりと人材育成	3	3
		656	シティ・プロモーションの展開	3	3

■進捗度

- 4：極めて順調
- 3：おおむね順調
- 2：やや遅れている
- 1：大幅に遅れている

■必要性

- 4：社会的なニーズは増加傾向にある
- 3：社会的なニーズは現状と変わらない
- 2：社会的なニーズは減少傾向にある
- 1：社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

3 施策評価シート

施策評価シート（対象：R7年度実施施策）

担当課

関連課

目 指 す 姿

まち・ひと・しごと目標

指標 1

--	--

指標 2

--	--

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

--

【継続】

--

2 審議会等第三者機関の評価・意見

--

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- 4 極めて順調
- 3 おおむね順調
- 2 やや遅れている
- 1 大幅に遅れている

【外的要因】

--

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- 4 社会的なニーズは増加傾向にある
- 3 社会的なニーズは現状と変わらない
- 2 社会的なニーズは減少傾向にある
- 1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		0	0	0	

拡充
継続
縮小
休止・廃止

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

0

R6年度

0

R7年度(見込み)

0

6 現状と課題の分析

8 行政と市民の役割分担

7 今後の展開

9 所管部の総括

令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書
（令和8年（2026年） 月発行）

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>

令和 9 年度行政組織機構改革（案）について

1 行政組織機構改革の目的

- ・本市の行政組織機構は、時代のニーズに合わせた機構改革を実施し、現在に至っている。地方自治体を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、新たな行政課題に的確に対応できる組織体制の構築を図っていく必要がある。
- ・今回の行政組織機構改革の主な内容は、急務となっている公共施設の再編やさらなる D X 推進体制の充実へ対応していくため、組織体制を構築するもの。

2 行政組織機構改革の概要

(1) ファシリティマネジメント推進室を室から課へ変更

現在、政策企画課内に設置しているファシリティマネジメント推進室を課に変更し、体制を拡大する。市内公共施設の再編をよりスピード感をもって推し進めていく。

(2) デジタル推進課を総務部から市長公室へ移管し係を統合

総務部から市長公室に位置付け、各部局へ主導的な立場で D X 推進する体制を整備し、政策とデジタル実装を一体的に進める体制を整える。

係を超えて対応すべき複雑な課題が多くなり、係を統合することで情報共有先が広がり、属人化の問題を緩和する。

(3) ねんりんピック室の廃止

令和 8 年度をもって事業終了となるため、廃止する。

3 関係例規の改正

- (1) 部室設置条例（施行予定日：令和 9 年 4 月 1 日）
- (2) 事務分掌規則（施行予定日：令和 9 年 4 月 1 日）
- (3) 事務決裁規程（施行予定日：令和 9 年 4 月 1 日）
- (4) 部課名変更に伴う関連条例、規則等（施行予定日：令和 9 年 4 月 1 日）

4 今後のスケジュール

令和 8 年第 4 回市議会	部室設置条例の議案提出 補正予算の議案提出（レイアウト等の変更に要する経費）
令和 9 年第 1 回市議会	関係条例の議案提出
令和 9 年 3 月	広報等により市民へ周知
4 月	行政組織機構改革の実施

【参考】 令和9年4月行政組織機構改革 比較表

【参考】 令和9年4月行政組織機構改革 比較表					
令和8年4月1日現在	令和9年4月1日現在	令和8年4月1日現在	令和9年4月1日現在	令和8年4月1日現在	令和9年4月1日現在
市長公室	市長公室	福祉部	福祉部		
市長公室長	市長公室長	福祉部長	福祉部長		
政策企画課	政策企画課	地域共生社会課	地域共生社会課		
課長・補佐（4市共用火葬場含）	課長・補佐（4市共用火葬場含）	課長・補佐（派遣1人含）	課長・補佐（派遣1人含）		
政策企画係	政策企画係	地域共生推進係	地域共生推進係		
ファシリティマネジメント推進室	ファシリティマネジメント推進課	福祉相談支援係	福祉相談支援係		
室長	課長・補佐	高齢者・地域福祉課	高齢者・地域福祉課		
ファシリティマネジメント推進係	計画推進係	課長・補佐	課長・補佐		
秘書課	秘書課	社会福祉係	社会福祉係		
課長・補佐	課長・補佐	高齢者あんしん係	高齢者あんしん係		
秘書係	秘書係	ねんりんピック室			
シティ・プロモーション課	シティ・プロモーション課	室長			
課長・補佐	課長・補佐	ねんりんピック係			
シティ・プロモーション係	シティ・プロモーション係	障害福祉課	障害福祉課		
広報係	広報係	課長・補佐	課長・補佐		
市政情報課	市政情報課	障害給付係	障害給付係		
課長・補佐	課長・補佐	障害者支援係	障害者支援係		
市政情報係	市政情報係	生活援護課	生活援護課		
広聴統計係	広聴統計係	課長・補佐	課長・補佐		
	デジタル推進課	生活援護総務係	生活援護総務係		
	課長・補佐	生活援護第1係	生活援護第1係		
	デジタル推進係	生活援護第2係	生活援護第2係		
		生活援護第3係	生活援護第3係		
		生活援護第4係	生活援護第4係		
総務部	総務部				
総務部長	総務部長				
人権庶務課	人権庶務課				
課長・補佐	課長・補佐				
人権庶務係	人権庶務係				
男女平等推進係	男女平等推進係				
文書法規係	文書法規係				
職員課	職員課				
課長・補佐	課長・補佐				
人事研修係（派遣4人含）	人事研修係（派遣3人含）				
給与厚生係	給与厚生係				
財政課	財政課				
課長・補佐	課長・補佐				
財政係	財政係				
財産管理課	財産管理課				
課長・補佐	課長・補佐				
財産管理係	財産管理係				
営繕係	営繕係				
デジタル推進課	課税課				
課長・補佐	課長・補佐				
デジタル推進係	庶務係				
情報管理係	市民税係				
課税課	固定資産税係				
課長・補佐					
庶務係	収納課				
市民税係	課長・補佐				
固定資産税係	管理係				
収納課	収納係				
課長・補佐	特別整理係				
管理係	契約検査課				
収納係	課長・補佐				
特別整理係	入札契約係				
契約検査課	検査係				
課長・補佐					
入札契約係					
検査係					